

栗山町栗山駅南交流拠点施設条例

令和 5 年 1 月 2 1 日

条例第 1 号

(設置目的)

第 1 条 町民をはじめ栗山町に関わる人の活動と交流の促進を図り、関係人口を創出することを目的として、栗山駅南交流拠点施設（以下「交流拠点施設」という。）を設置する。

(名称及び位置等)

第 2 条 交流拠点施設の名称及び通称並びに位置は、次のとおりとする。

名称	通称	位置
栗山駅南交流拠点施設	栗山煉瓦創庫 くりふと	栗山町中央 3 丁目 1 5 1 番地 1 の内
		1 5 2 番地 1
		1 5 3 番地 1
		1 5 4 番地 1
		1 5 5 番地 1
		1 5 6 番地 1
		1 5 7 番地
		1 5 8 番地
		1 5 9 番地
		1 6 0 番地 1

(開館時間及び休館日)

第 3 条 交流拠点施設の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、町長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

(1) 開館時間 午前 9 時から午後 1 0 時まで

(2) 休館日

ア 月曜日（当該月曜日が、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日である場合は、その翌日）

イ 1 2 月 3 1 日から翌年の 1 月 5 日までの日

(使用の許可)

第4条 交流拠点施設を使用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により許可する場合に、必要な条件を付することができる。

(特別使用の承認)

第5条 交流拠点施設において次の各号に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ町長の承認を得なければならない。

(1) 物品を販売するとき。

(2) 興行、展示会等をするとき。

2 前項の承認は、交流拠点施設の利用がある場合、かつ、その管理に支障を及ぼさないと認められるときに限り、これを行うことができる。

3 前条第2項の規定は、第1項の承認について準用する。

(使用の制限)

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しないものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 建物、設備及び備付物件を損傷するおそれがあるとき。

(3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の活動に利用されると認められるとき。

(4) その他管理運営上支障があると認められるとき。

(使用料等)

第7条 第4条の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第1に定める使用料及びサービス利用料を前納しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

2 第5条の規定により特別使用の承認を受けた者は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

3 町長は、公益上必要があると認めたときは第1項の使用料及びサービス利

用料並びに前項の使用料（以下「使用料等」という。）を減免することができる。

（使用料等の還付）

第 8 条　すでに納付した使用料等は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責に帰さない理由により使用することができなくなったとき。
- (2) 使用期日の前日までに使用の変更又は取消しの届出があつて、相当の理由があると認めたとき。
- (3) その他災害等特別な理由があるとき。

（目的外使用等）

第 9 条　使用者は、使用許可を受けた目的以外に使用し、又は使用の権利を他に譲渡してはならない。

（特別設備）

第 10 条　使用者が使用に当たり、特別の設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

2　第 4 条第 2 項の規定は、前項の承認について準用する。

（使用の取消し等）

第 11 条　町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の条件を変更し、その使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 使用許可の申請に偽りがあつたとき。
- (4) 公益上やむを得ない理由が生じたとき。
- (5) 第 6 条の規定に該当することとなったとき。

2　前項の場合、使用者に損害があつても町長はその責を負わない。

（原状回復）

第 12 条　使用者は、その使用を終了したとき、使用を停止されたとき、又は使用の許可を取り消されたときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。

2　使用者が前項の義務を履行しないときは、町長においてこれを代行し、その

費用を使用者から徴収する。

（損害賠償）

第 13 条 使用者が使用に当たり、建物、設備若しくは備付物件を損傷し、又は滅失したときは、町長が定めるところによりその損害額を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認めたときは、町長は賠償額を減額し、又は免除することができる。

（管理の代行等）

第 14 条 町長は、交流拠点施設の管理運営上必要があると認めたときは、指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に、交流拠点施設の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に交流拠点施設の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次の各号に掲げる業務とする。

- (1) 交流拠点施設の維持、管理等
- (2) 使用の許可等に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げる業務に付随する業務

3 第 1 項の規定により指定管理者に交流拠点施設の管理を行わせる場合における第 3 条から第 6 条まで、第 10 条第 1 項、第 11 条及び前条の規定の適用については、「町長」とあるのは、「指定管理者」とする。

（利用料金の収受等）

第 15 条 前条第 1 項の規定により指定管理者に交流拠点施設の管理を行わせる場合においては、利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の場合においては、第 7 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、使用者は指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

3 前項に規定する利用料金の額については、指定管理者が別表第 1 及び別表第 2 に規定する使用料等の額の範囲内において、あらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。

4 指定管理者は、町長があらかじめ定めた基準に従い、利用料金を減額又は免

除することができる。

- 5 指定管理者は、町長が別に定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第 16 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 1 月 21 日から施行する。ただし、別表第 1 に規定する個人使用以外の使用については、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(開館時間の特例)

- 2 この条例の施行の日から令和 5 年 3 月 31 日までの間は、第 3 条第 1 号に規定する開館時間については、同号の規定にかかわらず、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日である場合は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

(使用料等の特例)

- 3 この条例の施行の日から令和 5 年 3 月 31 日までの間は、別表第 1 に規定する個人使用に係るサービス利用料については、同表の規定にかかわらず、町内に住所を有する者からこれを徴収しないものとする。

(準備行為)

- 4 使用の許可その他使用のため必要な準備行為は、この条例の施行前においても、これを行うことができる。

(栗山町公の施設使用料減免条例の一部改正)

- 5 栗山町公の施設使用料減免条例(平成 17 年条例第 16 号)の一部を次のように改める。

第 2 条に次の 1 号を加える。

- (13) 栗山町栗山駅南交流拠点施設条例(令和 年条例第 号)第 2 条に規定する栗山駅南交流拠点施設

別表第 1（第 7 条、第 15 条関係）

1 栗山駅南交流拠点施設使用料

(1) 専用使用

区分	料金 (1 時間につき)	備考
多目的ホール	1, 510 円	使用面積を区切って占有使用する場合は、占有面積に 1 m ² 当たり 10 円を乗じて得た額とする。
展示ホール	330 円	
調理室 1	130 円	
調理室 2	310 円	
会議室 1	530 円	
会議室 2	1, 010 円	

(2) 加算

区分	加算割合	備考
入場料等を徴収する場合	10 割	
営利又は営業が目的の場合	10 割	
入場料等を徴収し、かつ営利又は営業が目的の場合	30 割	
開館時間以外の使用	1 割	上記いずれかの加算がある場合は、加算後の使用料に加算する。

備考

- 1 入場料等とは、入場料その他名称のいかんを問わずこれに類するものをいう。
- 2 算出された使用料の合計額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 使用時間には準備時間及び整理時間を含むものとし、その使用時間に 1 時間未満の端数がある場合は 1 時間として計算するものとする。
- 4 閉館後から翌日の開館までの間の展示又は物品の保管等で専用する場

合の使用料は徴収しない。

5 暖房料は、1 1 月 1 日から翌年の 4 月 3 0 日までの期間に専用使用するとき、当該使用料（加算がある場合は加算後の使用料。以下同じ。）の 3 割の額とする。

6 調理室及び会議室の冷房料は、専用使用するとき、当該使用料の 3 割の額とする。ただし、使用を希望しない場合は徴収しない。

7 備付物件の使用料は、5, 0 0 0 円を超えない範囲内で、規則で定める。

2 栗山駅南交流拠点施設サービス利用料

(1) 個人使用

区分	料金（1 回につき）
会議室 1	5, 0 0 0 円を超えない範囲内で、規則で定める額
会議室 2	

別表第 2（第 7 条、第 1 5 条関係）

区分		料金（1 日につき）
物品の販売		占有面積に 1 m ² 当たり 1 0 0 円を乗じて得た額に売上げの 1 0 0 分の 5 に相当する額を加えて得た額
興行等	営利・宣伝を目的としないもの	占有面積に 1 m ² 当たり 1 0 0 円を乗じて得た額に売上げの 1 0 0 分の 5 に相当する額を加えて得た額
	営利・宣伝を目的とするもの	占有面積に 1 m ² 当たり 2 0 0 円を乗じて得た額に売上げの 1 0 0 分の 5 に相当する額を加えて得た額

栗山町栗山駅南交流拠点施設条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、栗山町栗山駅南交流拠点施設条例（令和5年条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フライヤー清掃処理 調理室のフライヤーを使用した場合において使用後の排油と清掃を、使用者の申出により、町において行うことをいう。
- (2) 安全操作講習 工作設備に関する安全教育及び操作指導を行う講習をいう。
- (3) 備付物件 別表2に掲げる工作設備をいう。
- (4) 工作設備 会議室に備えるコンピューター類を含む工作用の機械類及び機器類、工具類、ソフトウェア類の総称をいう。

(使用の許可等)

第3条 条例第4条、第7条第3項及び第10条の規定により栗山駅南交流拠点施設（以下「交流拠点施設」という。）の使用、使用料等の減免及び特別設備の許可を受けようとする者（個人使用しようとする者を除く。）は、様式第1号による申請書を使用日の3カ月前から1週間前までの間に町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請について許可したときは、様式第2号による許可書を交付するものとする。

3 安全操作講習の受講の許可等を受けようとする者は、様式第3号による申請書を受講当日までに町長に提出しなければならない。

4 町長は前項の申請について許可したときは、様式第4号による許可書を交付するものとし、安全操作講習を修了した者には、様式第5号による使用券を交付するものとする。

5 備付物件の使用の許可等を受けようとする者は、前項における使用券を使用当日までに提出しなければならない。

(特別使用の承認)

第4条 条例第5条の規定により特別使用の承認を受けようとする者は、使用日の3カ月前から1週間前までに町長に申出なければならない。

(使用の条件)

第5条 調理室1及び調理室2を使用する者は、次の各号に掲げる条件を満たす者とする。

- (1) 食品衛生責任者資格を取得していること
- (2) 営利又は営業が目的の場合は、その営利又は営業に必要な許可等を受けている

こと

(3) 営利又は営業が目的の場合は、食中毒の項目を含む対人・対物傷害保険（任意保険）に加入していること

2 備付物件を使用する者は、事前に対象となる工作設備の安全操作講習を修了した者とする。

（使用の制限）

第6条 町長は、前条に掲げる条件に該当しないときは、その使用を許可しないものとする。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

（利用料等）

第7条 条例第7条別表第1の別に定める額は、別表に定める。

2 フライヤー清掃処理費用は、1回につき1,500円とする。

（安全操作講習及び備付物件使用の時間）

第8条 安全操作講習及び備付物件使用の時間は、次のとおりとする。ただし、町長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

(1) 土曜日並びに日曜日及び祝日 午前9時30分から午後4時30分まで

(2) 前項及び休館日を除く日 午後2時から午後9時まで

（指定管理者に管理を行わせる場合の取扱い）

第9条 条例第14条第1項の規定により指定管理者に交流拠点施設の管理を行わせる場合における第4条並びに第5条及び第7条の規定の適用については、第4条第1項中「様式第1号による」とあるのは、「指定管理者が定める」と、「町長」とあるのは、「指定管理者」と、同条第2項中「町長」とあるのは、「指定管理者」と、「様式第2号による」とあるのは、「指定管理者が定める」と、同条第3項中「様式第3号による」とあるのは、「指定管理者が定める」と、「町長」とあるのは、「指定管理者」と、同条第4項中「町長」とあるのは、「指定管理者」と、「様式第4号による」及び「様式第5号による」とあるのは、「指定管理者が定める」と、同条第5項中「第3条に規定する職員」とあるのは、「指定管理者」と、第5条中「町長」とあるのは、「指定管理者」と、第7条中「町長」とあるのは、「指定管理者」とする。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この規則は、令和5年1月21日から施行する。

（経過措置）

この規則の施行前に安全操作講習を修了し、工作設備の使用に関する町長の許可を受けている者には、第4条第4項の規定による使用券を交付する。

別表（第４条、第８条関係）

１ 栗山駅南交流拠点施設サービス利用料

(1) 個人使用

区分		料金 (１回につき)	備考
安全操作講習	レーザー加工機	４，０００円	講習時間２時間３０分
	ＵＶプリンター	４，０００円	講習時間２時間３０分
	３Ｄプリンター	４，０００円	講習時間２時間３０分
	木工ハンディツール	４，５００円	講習時間３時間
	小型ＣＮＣ切削機	４，０００円	講習時間２時間３０分
	カッティングマシン	４，０００円	講習時間２時間３０分
	デジタル刺繍ミシン	４，０００円	講習時間２時間３０分
	３Ｄスキャナー	４，０００円	講習時間２時間３０分
	はんだごて	２，０００円	講習時間１時間３０分
	大型ＣＮＣ切削機	４，０００円	講習時間２時間３０分
	木工機械	４，０００円	講習時間２時間３０分

２ 備付物件使用料

(1) 個人使用

区分	料金（１回につき ３時間まで）	備考
レーザー加工機	１，８００円	延長１時間につき６００円を加算
ＵＶプリンター	１，８００円	延長１時間につき６００円を加算
３Ｄプリンター	３００円	延長１時間につき１００円を加算
木工ハンディツール	１，２００円	延長１時間につき４００円を加算
小型ＣＮＣ切削機	１，８００円	延長１時間につき６００円を加算
カッティングマシン	１，２００円	延長１時間につき４００円を加算
デジタル刺繍ミシン	１，８００円	延長１時間につき６００円を加算
３Ｄスキャナー	３，０００円	延長１時間につき１，０００円を加算
はんだごて	６００円	延長１時間につき２００円を加算
大型ＣＮＣ切削機	３，０００円	延長１時間につき１，０００円を加算
木工機械	１，８００円	延長１時間につき６００円を加算
ノートパソコン	６００円	延長１時間につき２００円を加算

栗山駅南交流拠点施設使用(減免)申請書・許可書

令和 年 月 日
栗山町長 様

団体名 _____

住 所 _____

氏 名 _____ ㊞ (署名の場合は押印省略可)

電 話 _____

下記のとおり申請します。

使 用 目 的			開始予定時間	午前・午後 時 分		
使 用 日 時	(自) 令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分 時間 (至) 令和 年 月 日 () 日間 午前・午後 時 分					
営利又は営業	有 ・ 無		入場料の徴収	有 ・ 無		
使 用 場 所						
使用備付物件						
使用予定人員	人 (内訳：小中学生 人 一般 人)					
使 用 料 等	使用場所	①基本使用料	②加算額 (割合)	③減免額 (割合)	④冷暖房料	合 計 ①+②-③+④
		円 (@ 円× h) 円× 日間	円 (割加算) 円× 日間	円 (割減免) 円× 日間	円 (@ 円× h) 円× 日間	円
		円 (@ 円× h) 円× 日間	円 (割加算) 円× 日間	円 (割減免) 円× 日間	円 (@ 円× h) 円× 日間	円
		円 (@ 円× h) 円× 日間	円 (割加算) 円× 日間	円 (割減免) 円× 日間	円 (@ 円× h) 円× 日間	円
		円 (@ 円× h) 円× 日間	円 (割加算) 円× 日間	円 (割減免) 円× 日間	円 (@ 円× h) 円× 日間	円
	サービス利用	円 (内訳：)				
	合 計	円 ※10円未満端数切捨て				
加 算	1. 入場料等の徴収 (10割) 2. 営利又は営業 (10割) 3. 入場料を徴収しかつ営利又は営業 (30割) 4. 開館時間以外 (1割) 5. その他 ()					
減 免	1. 全額免除 2. 一部減額(割) [理 由：]					
摘 要						
申請内容(使用目的・日時・団体名)のインターネット公開を ※申請者名など個人を特定する情報は除く				1. 承諾します 2. 承諾しません		

上記のとおり許可します。

令和 年 月 日

栗山町長 ㊞

栗山駅南交流拠点施設安全操作講習受講(減免)申請書・許可書

令和 年 月 日

栗山町長 様

住 所

(署名の場合は押印省略可)

氏 名

⑨

(連絡をとりやすい電話番号)

電 話

メールアドレス

下記のとおり申請します。

受講日時	令和 年 月 日 () (自) 午前・午後 時 分 (至) 午前・午後 時 分	
受講区分	1. レーザー加工機 2. UVプリンター 3. 3Dプリンター 4. 木工ハンディツール 5. 小型CNC切削機 6. カッティングマシン 6. デジタル刺繍ミシン 8. 3Dスキャナー 9. はんだごて 10. 大型CNC切削機 11. 木工機械	
利 用 料	円	
減 免	1. 全額免除 2. 一部減額(割) [理 由 :]	
摘 要		
申請内容(受講区分・日時)のインターネット公開を ※申請者名など個人を特定する情報は除く		1. 承諾します 2. 承諾しません

上記のとおり許可します。

令和 年 月 日

栗山町長 ⑨

表面

No. _____

栗山駅南交流拠点施設 個人使用券



令和 年 月 日発行 栗山町長 印

裏面

注意事項

1. 栗山町栗山駅南交流拠点施設条例、同施行規則、及び栗山駅南交流拠点施設スタッフの指示事項を遵守してください。
2. 安全操作講習において習得した工作設備の操作及び利用に関する事項を遵守してください。
3. 本券の使用は本人のみ有効です。使用の都度、受付スタッフに提示してください。
4. 上記に反する行為が認められた場合は、本券を無効とする場合があります。